

生活保護受給証明書を誤交付

4月24日、申請した区民とは別の方の生活保護受給証明書を誤って交付されていたことがわかりました。この証明書は、杉並福祉事務所高円寺事務所が、今年3月2日に発行したものです。交付された2通のうち1通はすでに誤交付を受けた本人から回収済みですが、関係機関に提出されたもう1通は未回収であるため、現在、区から事情を説明し所在の確認を急いでいます。

1 第三者の生活保護受給証明書を誤交付

平成30年3月2日、杉並福祉事務所高円寺事務所に、Aさんから関係機関に提出するために生活保護受給証明書2通の交付請求がありました。このAさんからの請求に対し、区の担当者はBさんの生活保護受給証明書2通を交付してしまいました。区の担当者は、Aさんからの交付申請の直前に、Bさんの窓口対応を行っており、申請者を勘違いしたことが原因で誤った交付となりました。

平成30年4月24日、Aさんが手元に残っていた証明書に記載されていた氏名が、第三者のものであることを確認したため、杉並福祉事務所高円寺事務所に証明書を持参しました。

2 誤交付された個人情報の内容

証明書に記載されていた個人情報は、Bさんの住所、氏名、生年月日、保護期間、扶助内容となっています。

3 区の対応

Aさんに対しては、直ちに謝罪するとともに、生活保護受給証明書の差し替えを行いました。また、Bさんには、4月25日夕方、自宅を訪問し、この間の経緯を説明するとともに謝罪を行いました。

4 田中良区長のコメント

生活保護の受給情報は、個人情報の中でも、最も厳格に取り扱わなければならない情報の一つです。今回、それを誤って第三者に誤交付するという事案が発生したことにつきまして、関係者をはじめ区民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後は、個人情報を含む証明書等の交付手順やチェック体制を全庁的に改めて徹底し、事故の再発防止に全力を挙げて取り組んでいきます。

【問い合わせ先】

杉並福祉事務所高円寺事務所：03-3312-2111 内線4302